

内閣府本府政策評価基本計画（第7次）

令和2年5月14日
内閣総理大臣決定
令和3年5月21日
一部改正
令和4年3月28日
一部改正
令和5年3月23日
一部改正
令和6年3月29日
一部改正
令和6年7月30日
一部改正

平成13年1月の中央省庁等改革により導入された政策評価制度は、政策の効果等に関し、科学的な知見を活用しつつ合理的な手法により測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものである。

内閣府本府においても、制度の趣旨を踏まえ、次のことを目的として、政策評価を実施してきたところであり、引き続きこれを積極的に推進する必要がある。

- ① 国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底する。
- ② 国民本位の効率的で質の高い行政を実現する。
- ③ 国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図る。

本基本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）第6条の規定に基づき、政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、内閣府本府が実施する政策評価の実施に関する方針、実施体制等について定めるものである。

1. 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

2. 政策評価の実施に関する方針

(1) 基本的な考え方

内閣府本府は、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条に規定する所掌事務のうち、同条第3項各号に規定する事務（評価法第2条第1項第2号に規定する機関の行う事務を除く。）について、政策評価を実施する。内閣の重要政策に関する内閣の

事務を助けるために行う内閣府設置法第4条第1項及び第2項に規定する事務については、そもそも政策評価制度が内閣の統轄機能を補完するものであり、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる行政機関において行うものであることから、評価法において政策評価の対象とされていないところであるが、引き続き事務の効率化に取り組む。

内閣府本府は、政策評価の結果等の情報を積極的に公表することを通じて、内閣府本府の政策の具体的内容、目標、成果等を明らかにすることにより、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底する。

また、政策評価を「企画立案（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（Check）」、「反映（Action）」を要素とする政策のマネジメント・サイクル（PDCA）の中に組み込み、このサイクルを有効に機能させることにより、国民本位の効率的で質の高い行政を実現する。

さらに、政策評価の実施を通じて、政策の目標と手段の関係、政策の成果を意識することが習慣化するなど、職員の意識改革が進むことにより、国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図る。

政策評価の実施に当たっては、証拠に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）、行政事業レビュー等の他の評価スキームと適切な役割分担の下に、緊密に連携・補完する。

(2) 政策評価の方式

内閣府本府の政策評価においては、政策の特性等に応じて、基本方針に定める事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いる。

3. 政策評価の観点に関する事項

内閣府本府の政策評価は、評価の対象とする政策の特性に応じて、次の観点を適切に選択し、総合的に行う。

① 必要性

政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかを明らかにする。

② 効率性

政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにする。

③ 有効性

得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにする。

④ 公平性

行政目的に照らして、政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、又は分

配されるものとなっているかを明らかにする。

⑤ 優先性

他の観点を踏まえて、当該政策が他の政策よりも優先すべきかを明らかにする。

4. 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、評価の対象とする政策の特性に応じて、適用可能で、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いる。

EBPM を推進する観点から、定量的に把握する手法の開発を進め、できる限り具体的な指標・数値による定量的に把握する手法を用いるよう努める。これが困難である場合又は政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結び付かない場合においては、定性的に把握する手法を適用することとし、その際にも客観的な情報・データや事実に基づくものとする。

加えて、政策の実施により提供されたサービスの量等を測るアウトプット指標だけでなく、できる限り、政策の実施により国民生活や社会経済に及ぼす影響等を測るアウトカム指標を設定するよう努める。

5. 事前評価の実施に関する事項

(1) 趣旨

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否を検討し、又は複数の政策代替案の中から適切な政策を選択する上で、有用な情報を提供する見地から行う。

(2) 規制に係る事前評価

規制に係る政策については、次により事前評価を実施する。

① 評価の方式

事業評価方式を基本とする。

② 評価の対象

評価法第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「施行令」という。）第3条第6号の規定により、事前評価の実施が義務付けられた規制に係る政策を対象とする。

③ 評価の実施時期

原則として、規制の新設又は改廃が法律による場合には、遅くとも法律案の閣議決定までに、政令による場合には、遅くともパブリックコメントまで（パブリックコメントの適用除外のものについては閣議決定まで）に評価を実施する。

④ その他

評価法及び基本方針で定めるところによるほか、「規制の政策評価の実施に関する

ガイドライン」(平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承)を踏まえて実施する。

(3) 租税特別措置等に係る事前評価

国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等(以下「租税特別措置等」という。)に係る政策については、次により事前評価を実施する。

① 評価の方式

事業評価方式を基本とする。

② 評価の対象

評価法第 9 条並びに施行令第 3 条第 7 号及び第 8 号の規定により、事前評価の実施が義務付けられた租税特別措置等に係る政策を対象とする。

③ 評価の実施時期

租税特別措置等の新設、拡充又は延長に係る税制改正要望を行うまでに評価を実施する。

④ その他

評価法及び基本方針で定めるところによるほか、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」(平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承)を踏まえて実施する。

(4) 実施の要領

事前評価の対象となる具体的な政策については、大臣官房政策評価広報課(以下「政策評価広報課」という。)が、各部局総務課等、個別の政策を所管する課等(以下「担当課等」という。)及び大臣官房関係課(政策評価広報課を除く。以下同じ。)と協議の上、決定する。担当課等は、10. で定める実施体制の下、評価を行う。

6. 事後評価の実施に関する事項

(1) 趣旨

事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行う。

(2) 政策体系に基づく政策に係る事後評価

内閣府本府の主要な政策については、次により事後評価を実施する。

① 評価の方式

評価の対象期間を 5 年間等の複数年度とする実績評価方式を基本とする。

② 評価の対象

別紙の政策体系に掲げる政策を対象とし、施策を単位として評価を行う。

③ ロジックモデルの活用

対象となる施策のうち可能なものについては、事前分析表の作成の前に、内閣府本府における EBPM の取組により、政策の目的の達成までに至る因果関係の仮説を示すロジックモデルを作成し、課題把握・目標設定、施策と事務事業との対応、効果の測定手法等を整理する。

④ 事前分析表の作成

事後評価の実施に当たっては、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえ、評価の対象となる施策ごとに、評価の対象期間の初年度第 2 四半期に事前分析表を作成する。

事前分析表には、上記③のロジックモデルによる整理等を踏まえ、次により目標及び指標を設定する。

ア. 施策目標

対象となる施策について、達成すべき目標を設定する。

イ. 中目標

施策を構成する事務事業が多数に上り、施策目標が抽象的な設定となる場合には、施策目標を細分化した中目標を複数設定する。この場合に、中目標は、施策目標との因果関係が明確なもの、内閣の基本的な方針に合致するもの等に重点化して設定する。

ウ. 測定指標

施策目標又は中目標（以下「施策目標等」という。）について、達成度合いを測定する指標を一又は複数設定する。測定指標は、施策目標等への説明力が高いもの等に重点化して設定する。また、測定指標は、検証性を高めるよう努める。

エ. 参考指標

施策目標等の達成度合いに関連する他省庁の事務事業に係る指標は、評価の対象外であり、設定する必要はないが、施策目標等への説明力が特に高いものについては、参考指標として設定する。

事前分析表は、評価の対象期間中、毎年度、各部局において行政事業レビューの結果等を活用し測定指標及び参考指標の実績値を把握した上で、必要に応じて目標値等の更新を行う。また、各施策に係る事前分析表に掲げる施策目標等並びに測定指標の基準値、実績値及び目標値について、一覧性のある資料を取りまとめ、公表する。

⑤ 評価の実施時期

評価の対象期間の最終年度の翌年度に、最終年度までの実績を対象に評価を実施する。政府が閣議決定する大綱等に係る施策については、大綱等の見直しに係る検証・評価との連携を図るため、最終年度及び最終年度の翌年度に、それぞれの前年

度までの実績を対象に評価を実施する。ただし、本基本計画による複数年度の評価に移行する一巡目については、試行的に初年度の翌年度に、初年度の実績を対象に評価を実施する。

政策体系に掲げる全ての施策の評価の対象期間は、各施策の特性、見直しの時期等を踏まえ、各年度に評価を実施する施策の数が平準化するよう、年度を分散して設定する。

なお、大規模な自然災害等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、担当課等において評価を実施することが困難となった場合には、評価の実施時期を延期する等の措置を柔軟に講ずる。

⑥ 行政事業レビューとの連携・補完

上記③のロジックモデルの作成等を通じて、事後評価の対象となる施策と行政事業レビューの対象となる事務事業との対応関係を整理する。その上で、事後評価を実施する施策を構成する事務事業が、各年度の行政事業レビューにおいて、外部有識者による点検事業及び公開プロセスを実施する事業として選定されるよう調整する。

この場合に、政策評価の結果等を記載した評価書（以下「評価書」という。）及び行政事業レビューシートの作成に当たり、情報の相互活用を推進するなど、内閣府本府内の作業プロセスの連携を推進する。

(3) 特定のテーマに係る事後評価

内閣府本府の政策又は施策に係る特定のテーマについて、総合評価方式により評価を実施する。今後、対象となるテーマの選定、総合評価方式により政策効果を把握・分析する具体的な手法等について検討を行い、その結果に基づいて実施する。

(4) 規制に係る事後評価

規制に係る政策については、次により事後評価を実施する。

① 評価の方式

事業評価方式を基本とする。

② 評価の対象

事前評価を実施した規制に係る政策を対象とする。ただし、法令等に見直し条項（一定期間経過後に当該規制の見直しを行う旨の条項をいう。）がある規制に係る政策については、既存の規制の見直しに際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。

③ 評価の実施時期

原則として、規制が新設又は改廃されてから5年を経過した時点で評価を実施する。

④ その他

評価法及び基本方針で定めるところによるほか、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」を踏まえて実施する。

(5) 租税特別措置等に係る事後評価

租税特別措置等に係る政策については、次により事後評価を実施する。

① 評価の方式

事業評価方式を基本とする。

② 評価の対象

事前評価を実施した租税特別措置等に係る政策を対象とする。ただし、5年以内の期限の定めがある租税特別措置等に係る政策については、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。

③ 評価の実施時期

原則として、租税特別措置等が新設、拡充又は延長されてから5年を経過した時点で評価を実施する。

④ その他

評価法及び基本方針で定めるところによるほか、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」を踏まえて実施する。

(6) 実施計画

事後評価の対象となる政策、評価の方法等について、政策評価広報課は、毎年度、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を策定し、公表する。担当課等は、10. で定める実施体制の下、評価を行う。

7. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

内閣府本府の政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、大臣官房政策立案総括審議官は、学識経験を有する者から成る懇談会を開催し、次の事項について意見を聴取する。

① 実施計画の策定に関すること。

② 評価書及びその要旨（以下「評価書等」という。）並びに実績評価方式に係る事前分析表の内容に関すること。

③ その他政策評価の方法の改善に関すること。

8. 政策評価の結果の政策への反映、活用に関する事項

(1) 基本的考え方

政策評価の結果については、各部局総務課等、担当課等及び大臣官房関係課において、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、税制改正要望、法令

等による制度の新設又は改廃、内閣府本府の重点施策、各種中長期計画の策定等をいう。以下同じ。)における重要な情報として活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と行政事業レビュー等の他の評価スキームの結果を相互活用するよう努める。

(2) 幹部ヒアリングの実施

令和3年度以降、毎年度の第1四半期を目途に、当該年度に政策評価を実施した部局は、政策評価広報課及び大臣官房関係課の立会いの下、当該政策評価の結果について幹部ヒアリング※を受け、政策評価の方法、当該結果の政策の企画立案作業への活用、政策への反映等の方向性に関して意見交換を行う。

(3) 事務的手順

幹部ヒアリングを踏まえ、次の手順により、政策評価の結果の政策への反映、活用を図る。

- ① 各部局総務課等及び担当課等は、政策の企画立案作業に政策評価の結果を適切に反映する。
- ② 大臣官房関係課は、予算要求、税制改正要望等の審査や行政事業レビュー等に際し、政策評価の結果を重要な情報として活用する。
- ③ 各部局総務課等は、当該結果の政策への反映・活用状況を政策評価広報課に報告する。
- ④ 政策評価広報課は、報告を受け、当該反映・活用状況を取りまとめ、公表する。

9. 政策評価に関する情報の公表に関する事項

(1) 基本計画等に関する情報の公表

基本計画及び実施計画並びに評価書等及び政策評価の結果の政策への反映・活用状況に関する公表は、インターネットの内閣府本府ホームページへの掲載等国民が容易に内容を把握できる手段により行う。この場合に、評価書等においては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とするよう、可能な限り具体的かつ明確に記載するとともに、評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにする。

(2) 学識経験を有する者から成る懇談会に関する情報の公表

学識経験を有する者から成る懇談会の会議は、原則として公開し、一般傍聴も可能とする。会議の議事要旨、議事録及び資料は、インターネットの内閣府本府ホームページへの掲載等により公表する。

※ 事務次官等が部局長から説明を受け、意見交換を行うことを想定。

10. 政策評価の実施体制に関する事項

政策評価は、大臣官房政策立案総括審議官の下、政策評価広報課、各部局総務課等、担当課等及び大臣官房関係課が相互に連携を図りながら、適切な役割分担により行う。

- ① 大臣官房政策立案総括審議官は、内閣府本府における政策評価を総括整理する。
- ② 政策評価広報課は、政策評価に関する基本的事項の企画及び立案、評価書等の案の審査及び取りまとめを行う。
- ③ 各部局総務課等は、部局内における政策評価の取りまとめ、評価書等の案の審査を行うほか、部局内の政策評価を総括する。
- ④ 担当課等は、所管する政策に関して政策評価を実施し、評価書等の案を作成する。
- ⑤ 大臣官房関係課は、必要に応じて政策評価広報課と相互に連携・協力する。

11. その他政策評価の実施に関し必要な事項

(1) 政策評価の方法の改善

内閣府本府の所掌事務については、未だ政策評価の方法が十分に確立していない分野があることから、今後、政策評価広報課を中心に、その調査研究を進める。

(2) 国民からの意見・要望の窓口

政策評価に関する国民からの意見・要望については、政策評価広報課を窓口として、文書やインターネットの内閣府本府ホームページ等により受け付ける。

(3) 本基本計画の改定

本基本計画は、計画期間内であっても、法令又は基本方針の見直し、政策評価の方法に関する調査研究の進展、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて改定する。特に、評価法第7条第2項、第9条等の規定により、事前評価又は事後評価の実施が義務付けられた研究開発、公共事業又は政府開発援助に係る政策を内閣府本府が実施することとなった場合には、5. 又は6. において、必要な改定をする。

12. 経過措置

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表又は令和元年度内閣府本府政策評価実施計画（平成31年3月26日内閣総理大臣決定）別紙4において、政策評価実施予定時期を令和2年度以降の時期とする施策（以下、「旧施策」という。）の事後評価については、従前の例により評価を実施したものを除き、別紙に掲げる政策体系の施策で旧施策に関連する施策の評価の対象期間の初年度の実績を対象にした評価とあわせて実施する。

附 則

この決定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この決定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

内閣府本府政策体系

(別紙)

政策	施策	部局名
1. 公文書管理	1. 公文書管理の適正な実施	大臣官房公文書管理課 公文書監察室
2. 政府広報	2. 政府広報の戦略的な展開	大臣官房政府広報室
3. アイス政策	3. アイス施策の推進	大臣官房アイス施策推進室
4. 経済財政政策	4. 経済財政に関する施策の推進	政策統括官(経済財政運営担当) 政策統括官(経済社会システム担当) 政策統括官(経済財政分析担当) 政策統括官(共生・共助担当)
5. 地方創生	5. 地方創生に関する施策の推進	地方創生推進室 地方創生推進事務局
6. 地域経済活性化支援	6. 地域経済活性化に関する施策の推進	地域経済活性化支援機構担当室
7. 防災	7. 防災に関する施策の推進	政策統括官(防災担当)
8. 原子力防災	8. 原子力災害対策の推進	政策統括官(原子力防災担当)
9. 沖縄政策	9. 沖縄振興に関する施策の推進	政策統括官(沖縄政策担当) 沖縄振興局
10. 共生社会政策	10. 高齢社会対策大綱の作成・推進	政策統括官(共生・共助担当)
	11. 障害者基本計画の策定・推進	
	12. 交通安全基本計画の作成・推進	
	13. 性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画の策定・推進	
	14. 青年国際交流の推進	
11. 孤独・孤立対策	15. 孤独・孤立対策に関する施策の推進	孤独・孤立対策推進室
12. 遺棄化学兵器廃棄処理	16. 遺棄化学兵器の廃棄処理の実施	遺棄化学兵器処理担当室
13. 重要土地等調査	17. 重要土地等の調査及び規制等の実施	政策統括官(重要土地担当)
14. 経済安全保障	18. 安全保障の確保に関する経済施策の推進	政策統括官(経済安全保障担当)
15. 地方分権改革	19. 地方分権改革に関する施策の推進	地方分権改革推進室
16. 男女共同参画	20. 男女共同参画基本計画の作成・推進	男女共同参画局
17. 食品安全	21. 食品健康影響評価に関する施策の推進	食品安全委員会事務局
18. 公益認定等	22. 公益法人制度改革等の推進	公益認定等委員会事務局 大臣官房公益法人行政担当室
19. 経済社会総合研究	23. 経済社会総合研究の推進	経済社会総合研究所
20. 迎賓施設	24. 迎賓施設の適切な管理・運営	迎賓館
21. 科学技術・イノベーション政策	25. 科学技術・イノベーション基本計画の策定・推進	科学技術・イノベーション推進事務局 原子力政策担当室
22. 健康・医療	26. 匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策の推進	健康・医療戦略推進事務局
23. 宇宙政策	27. 宇宙開発利用に関する施策の推進	宇宙開発戦略推進事務局
24. 北方対策	28. 北方領土問題解決促進のための施策の推進	北方対策本部
25. 海洋政策	29. 有人国境離島施策の推進	総合海洋政策推進事務局
26. 国際平和協力	30. 国際平和協力に関する施策の推進	国際平和協力本部事務局
27. 日本学術会議	31. 日本学術会議に関する施策の推進	日本学術会議事務局
28. 官民人材交流	32. 国家公務員の再就職支援及び官民の人材交流の円滑な実施の支援	官民人材交流センター